

韓国向けに輸出される水産物に関する証明書に係る取扱について

熊本県商工労働部食のみやこ推進局販路拡大ビジネス課

「輸出される水産物に関する都道府県等による証明書の発行要綱」に基づき、熊本県商工労働部食のみやこ推進局販路拡大ビジネス課（以下「販路拡大ビジネス課」という。）で証明書を発給する手続きは、次のとおりとする。

第1 証明書発行の対象となる水産物

我が国から韓国へ輸出される水産物

ただし、「加工品」は、韓国内での取扱いの違いにより、農林水産省での証明書発行が必要となる場合があるため、申請者において事前に輸入業者等に必要な証明書の種類について確認を行い、申請を行うこと。

第2 販路拡大ビジネス課での証明書発行を取り扱う範囲の要件

- 1 下記①の要件を満たし、かつ②または③のいずれかの要請を満たす水産物に証明書を発行することとする。
 - ① 韓国の輸入停止措置を受けていないもので、放射性物質の基準に適合していること。
なお、検査機関に検査を依頼する場合は、事前に販路拡大ビジネス課と協議するものとする。
 - ② 熊本県内で採捕及び水揚げされた水産物
 - ③ 最終加工地が熊本県内である水産加工品
- 2 証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。

第3 証明書申請の手続き

- 1 証明書の発行の申請をする者は、以下の（１）から（４）まで及び必要に応じて（５）に掲げる書類を販路拡大ビジネス課に提出する。
 - （１）証明書発行申請書（別記様式１）
 - （２）必要事項を記載した韓国への輸出に係る証明書（別記様式２）
 - （３）（２）の記載事項を確認することができる書類（別紙１）
 - （４）検査機関が行った水産物中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類
 - （５）証明書の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した委任状を提出（別記様式３）
- 2 販路拡大ビジネス課は、上記１の内容を確認の上、別記様式２により、証明書を発行する。
ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書に関する不正の疑いがある場合には、証明書の発行を留保することとする。
- 3 発行する証明書については、偽造防止用紙を使用する。

第4 証明書発行状況の報告

販路拡大ビジネス課は、四半期ごとに、証明書の発行状況を別記様式4に取りまとめ、農林水産省食料産業局長に対し、四半期が終了する月の翌月20日までに報告する。

第5 申請先

熊本県商工労働部食のみやこ推進局販路拡大ビジネス課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-333-2395

注) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に基づく食品中の放射性物質の規格基準又は放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び資料の暫定許容値の設定について（平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政産第99号・23水推第418号農林水産消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知）の基準及び次の基準を超えていないこと。

核種	対象食品等	基準値 (Bq/kg, Bq/L)
ヨウ素131	乳幼児食品、乳及び乳加工品	100
	その他食品及び飼料	300
セシウム134及び セシウム137の総量	牛乳及び乳児用食品	50
	一般食品（水産物を含む）	100